創業者間契約書

●●（以下「創業者代表」という）と●●（以下「主要メンバー」という）とは、両者が株式を保有する●●（以下「対象会社」という）の株式について、以下の通り、創業者間契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　株式の譲渡

1. 創業者代表は、主要メンバーが下記各号の地位をいずれも喪失した場合（死亡によって喪失した場合を含むが、これに限られない）または本契約に違反した場合（表明保証に違反した場合を含む）には、主要メンバー（主要メンバーが死亡している場合には、主要メンバーの相続人を意味する。以下本条において同じ）に対し、主要メンバーが保有する対象会社の株式の全部または一部（以下「対象会社株式」という）を創業者代表または創業者代表の指定する第三者に譲渡するように請求できる。

（1） 対象会社または対象会社の関連会社の役員または従業員の地位

（2） 対象会社との間で業務委託契約その他の対象会社所定の契約が成立しており、対象会社との間で継続的な取引関係にある地位

2. 主要メンバーは、前項の請求を受けた場合、創業者代表の指示に従い、対象会社株式を有効に譲渡するために必要なあらゆる手続（対象会社に対する名義書換請求を含むが、これに限られない。）を行うものとする。

第2条　譲渡の価格

前条に基づく対象会社株式の譲渡の1株あたりの対価は下記に定める金額とする。

記

主要メンバーが対象会社株式を取得した際に当該対象会社株式の対価として支払った金額

第3条　株主としての権利行使

主要メンバーは、対象会社の株主として、創業者代表の指示に従って創業者代表による対象会社の運営（対象会社の売却を含む）に必要な協力行為（次の各号に定める行為を含むが、これに限られない）を行うものとする。

（1） 株主総会の招集手続の省略に対する同意書の提出

（2） 会社法第319条および第320条に基づく書面決議における同意書の提出

（3） 対象会社の株主全員が当事者となる必要のある契約への押印および当該契約の履行

第4条　有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結日から(a)本契約の当事者が本契約に違反することなく対象会社株式を保有しなくなった日または(b)対象会社の株式が上場した日のいずれか早い日までとする。

第5条　秘密保持義務

創業者代表および主要メンバーは、対象会社に関連する一切の情報（但し、公知の情報を除く）について、対象会社の運営に関わる目的でのみ利用するものとし、第三者に開示してはならないものとする。

第6条　反社会的勢力の排除

創業者代表および主要メンバーは、相手方に対し、本契約締結時および将来において、自らが、反社会的勢力でないことを表明し、保証する。

第7条　譲渡禁止

主要メンバーは、本契約に別段の定めがある場合を除き、対象会社株式の全部または一部について第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分行為を行ってはならない。

第8条　準拠法および合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約について生じた紛争については、創業者代表の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印または署名の上、各自1通を保有する。

●年●月●日

創業者代表： ［住所］

 ［氏名］

主要メンバー： ［住所］

 ［氏名］